

## 旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、旭川市水道局が発注する建設工事並びに測量、工事に係る調査及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札を、郵送方式による事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型郵便入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象工事等）

第2条 事後審査型郵便入札の実施の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、予定価格が200万円を超える建設工事並びに予定価格が100万円を超える測量、工事に係る調査及び設計業務とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 施工実績が容易に確認できるものなどを除く特殊な技術を必要とする建設工事等で、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が工事施工実績調書等の提出を求める建設工事等
- (2) 前号のほか、管理者が特に認めた建設工事等

### （入札の公告）

第3条 事後審査型郵便入札を行うときは、別紙1の標準公告例により公告するものとする。

- 2 前項の公告は、公告式条例（昭和25年条例第9号）に定める掲示場に掲示して行うものとする。
- 3 前項のほか、上下水道部水道総務課掲示板への掲示、新聞報道の依頼、旭川市水道局ホームページの利用等により周知を図るものとする。

### （入札参加資格）

第4条 事後審査型郵便入札に参加する者に必要な資格は、旭川市水道局条件付き一般競争入札実施要綱第4条（入札参加資格）に準じるものとする。

### （入札参加資格の決定）

第5条 前条に規定する入札参加資格は、対象工事等ごとに、旭川市水道局建設工事等指名委員会設置要綱に基づく議を経て管理者が決定する。

### （入札の参加申請）

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を管理者に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げるものについては、該当がある者のみ、その提出をするものとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 資本関係・人的関係調書（その2）（様式2）
- (3) 設計図書購入確認書
- (4) 前各号のほか、管理者が求める書類
- 2 申請書等の提出方法は入札書（建設工事の場合は「工事費内訳書」を含む。以下同じ。）とともに郵送によるものとし、持参又は電送によるものは受付けないものとする。ただし、前項第4号に掲げるものについては、この限りではない。

### （設計図書等の閲覧及び有償頒布）

第7条 対象工事等に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、第3条に規定する公告の日から入札日の4日前の日（その日が旭川市の休日定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日（以下「休日」という。）に当たるときは、直前の休日でない日。以下同じ。）まで閲覧に供するほか、旭川市水道局建設工事等設計図書有償頒布要領により有償頒布する。

- 2 事後審査型郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、設計図書等の内容について質疑応答書（様式6）により、質問をすることができる。質疑応答書は入

札日の4日前の日まで閲覧に供するものとする。

- 3 質疑応答書の提出期間、提出場所、提出方法等について管理者がそれぞれ定め、公告において明らかにするものとする。
- 4 質疑応答書の提出があったときは、上下水道部水道総務課長は直ちに当該工事担当課長に回付するものとし、当該工事担当課長は公告において明示した質疑応答書の閲覧開始日の前日までに回答を付して、上下水道部水道総務課長に送付しなければならない。

(現場説明会)

第8条 管理者は、現場説明会を行わないものとし、現場説明書をもって、これに代えることとする。

(入札方法)

第9条 事後審査型郵便入札の入札方法は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは認めないものとする。なお、共同企業体による場合は、代表者が入札を行うものとする。

(入札書等の郵送方法等)

- 第10条 入札参加希望者は、入札書及び申請書等を、あらかじめ指定する日に指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。
- 2 前項の規定による郵送は、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

(入札の無効)

第11条 公告に示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(開札の立会及び傍聴)

- 第12条 管理者は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- 2 事後審査型郵便入札に参加した者(以下「入札参加者」という。)その他の開札の傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)は、旭川市水道局事後審査型一般競争入札(郵送方式)傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができる。

(開札)

- 第13条 開札は、公告に記載した開札日時に行うものとする。
- 2 開札の結果、最低の価格となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める「くじ抽選の方法について(郵便入札)」の方法によりくじを行い、最低の価格で入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を決定するものとする。
- 3 落札者の決定に当たっては、旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領又は旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領の規定を適用するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(落札者の決定及び入札参加資格の確認)

- 第14条 管理者は、最低価格入札者(最低制限価格制度により失格となった者を除く。以下同じ。)に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。
- 2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札をした者(以下「次順位入札者」という。)を最低価格入札者とみなして、前項の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格がある場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- 3 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認め

た者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知（様式4）しなければならない。

- 4 入札参加資格を認められなかった入札参加希望者は、管理者が定める日までに、その理由について説明を求められることができるとし、管理者は説明を求められた場合は、入札参加資格に係る理由説明書（様式5）により説明するものとする。

（落札者の通知）

- 第15条 管理者は、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。

（入札結果の公表）

- 第16条 事後審査型郵便入札の結果については、入札後にその入札結果を公表するものとする。  
2 前項の公表の方法等については、別に定めるところによる。

（手続の標準的日数）

- 第17条 事後審査型郵便入札の手続の運用に当たっては、別紙2に示す標準的日数を参考にして行うものとする。

（入札の延期、中止、取消し）

- 第18条 管理者は、事後審査型郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができるものとする。  
2 管理者は、入札参加者がいないとき、又は第14条第2項に規定する入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいないときは、当該事後審査型郵便入札を中止する。

（委任）

- 第19条 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月20日から施行し、その工期又は履行期間の初日が令和8年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式1 (単体用)

事後審査型一般競争入札 (郵送方式) 参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

工事 [業務] 番号

開札日

工事 [業務] 名

年 月 日付けで入札公告のありました、上記工事 [業務] に係る競争入札参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

- 1 資本関係・人的関係調書
- 2 設計図書購入確認書

---

資本関係・人的関係調書

申請日現在における、当社と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

- 1 資本関係又は人的関係 あり・なし (どちらかに○印)

※ 資本関係又は人的関係がある場合は、必ず様式2「資本関係・人的関係調書(その2)」を添付書類として提出すること

※ 申請期限 ○年○月○日

様式1 (共同企業体用)

事後審査型一般競争入札(郵送方式)参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者  
(共同企業体名)

共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員1 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員2 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

入札番号 開札日

工事〔業務〕名

年 月 日付けで入札公告のありました、上記工事〔業務〕に係る競争入札について、共同企業体を結成し入札に参加しますので、参加資格を確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、入札公告に示された入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、契約に当たっては、旭川市水道局の指示により共同企業体協定書等の必要書類を提出します。

- 1 資本関係・人的関係調書(次項のとおり。)
  - ※「あり」に○印の場合は、「資本関係・人的関係調書(その2)」の提出が必要
- 2 設計図書購入確認書
  - [3 ※工事費内訳書【分担工事以外の工事のとき】※分担工事額内訳書【分担工事のとき】]

様式1（共同企業体用）-2

資本関係・人的関係調書

申請日現在における、代表者及び構成員と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係について

代表者	資本関係又は人的関係	あり	なし	(どちらかに○印)
構成員1	資本関係又は人的関係	あり	なし	(どちらかに○印)
構成員2	資本関係又は人的関係	あり	なし	(どちらかに○印)

**※資本関係又は人的関係がある場合は、必ず様式2「資本関係・人的関係調書（その2）」を添付書類として提出すること**

様式2

資本関係・人的関係調書（その2）

会社名

申請日現在における、当社と他の旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係 あり

2 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	
--------	--

② 会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く）

商号又は名称	

3 取締役の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

注1 資本等で関係がある他の資格者を記載する場合は、旭川市水道局建設工事等競争入札参加資格を有している者のみを記入すること。

2 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。

様式 4

旭水経 第 号  
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

事後審査型一般競争入札（郵送方式）参加資格確認結果通知書

あなたから申請のあった工事〔業務〕に係る入札参加資格について、次のとおり確認結果を通知します。

入札公告日	年 月 日
工事〔業務〕名	
入札参加資格の有無	無
入札参加資格がないと認めた理由	

注 資格がないと通知された方は、管理者に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は 年 月 日までに旭川市水道局上下水道部水道総務課契約係にその旨を記載した書面（様式は任意）を提出してください。

様式5

旭水経 第 号  
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

入札参加資格に係る理由説明書

下記工事〔業務〕において、入札参加資格がないとした理由について、次のとおり説明します。

工事〔業務〕名	
(理由)	

様式6

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

質問年月日 年 月 日

工事 [業務] 名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	
	<p data-bbox="834 1765 1326 1805">回答年月日 年 月 日</p>	